

農業委員会だより

第109号

鳥取市の農業

農家戸数 5,677 戸

農地面積 4,274ha

2020年農林業センサス

— とっとり市 —

令和6年10月発行・鳥取市農業委員会

〒680-8571 鳥取市幸町71 ☎(0857) 30-8482

鳥取市ホームページアドレス <https://www.city.tottori.lg.jp/>



農地パトロール実施中

農業委員会では毎年度、農地パトロール（農地利用状況調査）を行っています。（関連記事2ページ）

も く し

- 農業委員の募集について 2
- 農地パトロールと利用意向調査について ... 2
- 農地に関するQ&A 3
- 農地貸借の手続きが変わります 4
- 農業者年金をご存じですか 5
- 家族経営協定の調印式 6
- 研修会を実施 6
- 農家相談会のお知らせ 6
- 新任委員を紹介します 6



家族経営協定を締結した中原家の皆さん
(前列中央3名) (関連記事6ページ)

農業委員の募集について

現在1名の欠員が生じている鳥取市農業委員について以下のとおり募集します。

1 要 件

農業に関する見識を有し、農業委員会の所掌事務（農地の売買や貸借、転用などの許認可、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の防止・解消など）を適切に行うことができる満20歳以上の人

2 募集人数・任期・報酬

農業委員 1名（任期：任命の日から令和8年7月19日）
報酬 月額27,000円

3 応募方法

- 本人の同意を得てJA、自治会などの各組織・各団体、または個人からの推薦
- 自らによる応募

4 募集期間 9月25日(水)から10月25日(金)

※郵送の場合は10月25日の当日消印有効

※持参される場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。

5 応募に必要な書類について

鳥取市公式ウェブサイトからダウンロードできます。

農政企画課、農業委員会事務局、各総合支所、JA各支店に備え付けています。

6 書類の提出先・問い合わせ先

鳥取市農林水産部 農政企画課（〒680-8571 幸町71）
電話番号：0857-30-8302、ファクシミリ：0857-20-3947

農地パトロールと利用意向調査について

農地パトロール（利用状況調査）

遊休農地の発生、解消などを調査するため、毎年7～10月に市内全域の農地を対象として農地パトロール（利用状況調査）を実施しています。

遊休農地を確認した場合、その所有者等に対して、農地としての利用をお願いするとともに、農地の有効利用を進めるため「**利用意向調査**」を実施します。

利用意向調査

農地パトロール実施後、遊休農地の所有者等に対して、今後の農地の利用意向について文書を送付しています。以下の①～④のいずれかを選んで回答していただきます。

- ①農地中間管理機構に貸し付ける
- ②自ら耕作する
- ③自ら買い手または借り手を見つける
- ④その他

※遊休農地とは

- 過去1年以上にわたって耕作されておらず、今後も耕作されないと見込まれる農地（作物が作付けされていなくても維持管理がなされていれば遊休農地ではありません）
- 周辺の農地と比べて著しく利用の程度が低い農地

農地に関する



Q

農地を相続した場合、
なにか手続きが必要で
すか？

農地法第3条の許可は必要
ありませんが、農地を相続
した場合、法務局で相続登
記を行った後に農業委員会への届出
が必要です。

A

届出が必要な方

農地法の許可を要せずに下記の理由で
農地の権利を取得した方

- 相続（遺産分割・包括遺贈を含む）
- 法人の合併・分割
- 時効 等

Q

所有する農地に農業用倉
庫を建てたいのですが、
どのような手続きが必要
ですか？

耕作者が農地を農機具倉庫、
牛舎、温室など農業経営上必
要な施設に転用する場合、そ
の敷地面積が2アール（200平方メー
トル）未満であれば『農地法第4条例
外規定の届出書』を提出してください。
2アール以上の施設については転用許
可申請が必要となります。
なお、その農地が農業振興地域の農用地
区域に指定されている場合は、用途区分
の変更手続きも行う必要があります。

A

Q

約20年以上前から駐車場と
して使用している土地の登
記地目が畑のままと分かり
ましたが、地目変更するに
はどうすればよいですか？

非農地証明の申請手続きをして
ください。これは、現況がすで
に農地ではなくなっている土地
で、基準に該当する場合、農業委員会が
農地法の適用対象外であることを証明す
るものです。

なお、耕作放棄等により山林原野化して
しまっている土地については、農業委員
会が非農地判断を行い、通知すること
もあります。

A

Q

将来、家を建てたい
と思っているので、
先に許可だけもらえ
ますか？

農地の転用許可だけを先
にすることはできません。許可基準により転用
行為の確実性が求められますの
で、具体的な事業計画がなければ
許可されません。
また、家を建てる転用申請であ
れば、他法令の許可等が受けられる
見込みがない場合は、農地転用も
許可されません。

A

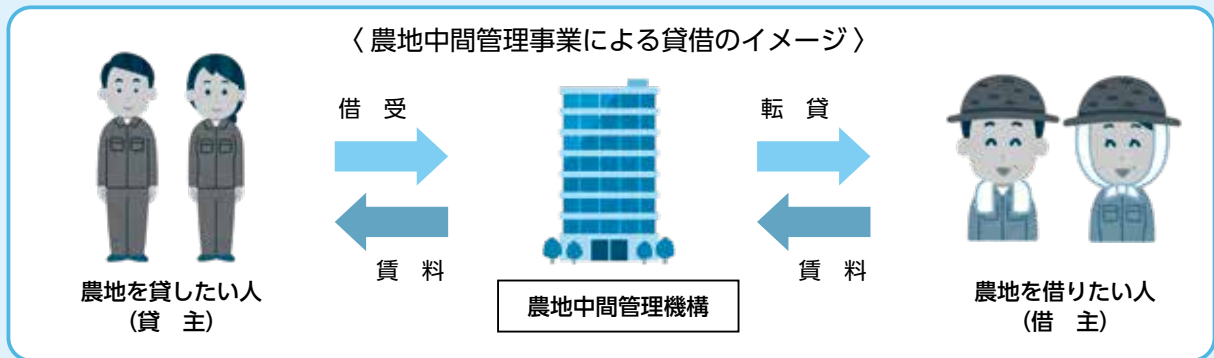
農地貸借の手続きが変わります

農業経営基盤強化促進法等の一部改正（令和5年4月1日施行）により、相対（貸主と借主）による利用権設定は廃止されました。農地の貸し借りの手続きは、**次のいずれかの手続きとなります。**

(1) 農地中間管理事業による貸借

《窓口：市農政企画課》

貸主と借主の間に農地中間管理機構が入った三者契約で、期間満了で自動的に契約が終了します。



※農地中間管理機構：公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構

【農地中間管理事業の手続きおよび流れ】

- ① 三者契約に必要な契約書等を農政企画課または総合支所産業建設課で受け取ってください。
- ② 契約書等の書類に貸主、借主とも必要事項を記入して、農政企画課へ提出してください。
- ③ 毎月15日を受付締切としています。
- ④ 農業委員会への意見聴取、利害関係者への意見聴取が行われ、県知事の公告となります。
- ⑤ 公告後に、契約開始となります。（受付締切から約3か月後の開始となります）
- ⑥ 更新時期になりますと、借主に更新案内が送付されます。

【経過措置について】

利用権設定等促進事業は、公告等の手続きに時間を要しますので、令和6年12月20日が、農業委員会事務局への申請書類の最終受付となります。利用される方は早めに手続きをお願いします。

なお、現在設定している利用権は、契約期間満了まで有効です。

(2) 農地法第3条に基づく申請

《窓口：市農業委員会事務局》

貸主と借主で条件を決めて貸借契約を行い、農業委員会の許可を要します。

【問い合わせ先】 農政企画課 担い手支援係 ☎ 0857-30-8305
農業委員会事務局 農地係 ☎ 0857-30-8481

知らないと

損!

農業者のみなさん



農業者年金

ご存知ですか?

保険料が
全額社会
保険料控除
の対象なんです!



経営や家計の
状況により保険料を
上げたり下げたり
できるんです!

青色申告等の要件を
満たせば
月額で最大1万円
(年12万)の保険料補助※
の仕組みがあるんです!

知らなかった!



※保険料補助 を受けるには…

国民年金第1号被保険者などの農業者年金への加入要件に加え、

- 39歳までに加入
- 農業所得が900万円以下
- 下記の農業者の担い手要件 を満たせば受けられます。

- ① 認定農業者で青色申告をしている人
- ② 認定新規就農者で青色申告している人
- ③ ①または②の要件を満たす経営主と家族経営協定を締結して経営に参画している配偶者、後継者

など

詳しい内容やご相談については…

鳥取市農業委員会やJA鳥取いなばにお問い合わせください。

農業者年金基金ホームページ

農業者年金基金



<http://www.nounen.go.jp>

家族経営協定の調印式

青谷町の中原和則さん、妻の滝恵さん、子の小塩佳絵さんの家族経営協定調印式が4月26日、青谷町総合支所で開かれました。

家族経営協定とは、家族の十分な話し合いにより、農業経営の方針や一人ひとりの役割、働きやすい就業環境について取り決め、意欲とやりがいをもって参画できる魅力的な農業経営を目指すためのものです。

中原家のみなさんは青谷町で梨栽培を中心とした農業経営を行っています。長年にわたり、家族で助け合いながら経営に励んでこられました。

そして、この度、子の佳絵さんが将来の経営継承に向けて研修生として親元就農されることになり、健康でゆとりのある暮らしを実現し中原家の農業を次の世代に繋げていくため、家族経営協定を締結することになりました。

和則さんは「これからもいろんな知恵を出してもらいたい」と、滝恵さんも「これからも若い人たちのために、経営が軌道に乗るよ

うにできる限り協力していきたい」と期待を述べられ、佳絵さんは「良いものができるように頑張りたい」と抱負を話されました。中原家の皆さんの今後も家族一丸となって経営に取り組みたい」という意欲的な思いが感じられた調印式となりました。

家族経営協定の締結をきっかけとして、中原家の農業経営がますます豊かになりますよう今後のご活躍を期待しています。



農家相談会のお知らせ

農業委員会では、次のとおり農家相談会を開催します。相談希望の方は、相談日の1週間前までに農業委員会事務局、JA鳥取いなば各支店（鳥取地域）、各総合支所産業建設課にお申し込みください。

【時間】 午後1時30分～午後4時
【内容】 農地の売買、貸借、転用、農業者年金 など

相続登記の義務化に係る研修を実施しました

今年度より相続登記が義務化されたことに伴い、その内容について理解を深め、農業委員会の活動に役立てるため、8月9日に鳥取地方法務局の職員を講師に招いて、相続登記の義務化や相続土地の国庫帰属制度などについて研修を行いました。

所有者が不明な土地が多いことからこのような制度が導入されたこと、相続を知った時から3年以

と き	と ころ
11月5日(火)	JA鳥取支店
11月6日(水)	JA邑美支店
11月7日(木)	JAせんだい支店
11月8日(金)	JA高草支店
11月11日(月)	JA湖南支店
11月13日(水)	JA湖東支店
11月14日(木)	国府町総合支所
11月15日(金)	福部町総合支所
11月18日(月)	河原町総合支所
11月19日(火)	用瀬町総合支所
11月20日(水)	佐治町総合支所
11月21日(木)	気高町総合支所
11月25日(月)	鹿野町総合支所
11月26日(火)	青谷町総合支所

内に相続の登記を行う必要があることや、一定の要件があるものの不要な土地については国に所有権を移転することができることなどについて説明を受けました。研修後は多くの委員から質問が出て活発な議論が繰り広げられました。

新任委員を紹介いたします

令和6年5月14日付けで、次の2名の方が農地利用最適化推進委員として新たに就任しました。()内は担当区域です。



花原 伸幸
(日置(合))



高田 三朗
(散岐)

編集後記

この夏も記録的な暑さが続き、9月に入っても連日猛暑日が記録されています。この号が発刊されるころには、気温も落ち着いて過ごしやすい毎日になることを願っています。

農業委員会だより編集一同